

特定非営利活動法人豊見城市体育協会表彰規程細則

第1条 表彰規程第2条、第3項第1号、第2号に定める表彰は次の基準による。

(1) 長年にわたり豊見城市のスポーツ界の発展に尽力し、その功績が顕著で推奨に値する業績のあった者。

① 10年以上本会の会長、副会長、若しくは理事長、理事として勤続してその功績が特に顕著であると認められた者。

② 10年以上優秀な選手の育成及び組織の強化に特に功労のあった者

③ その他本会理事会において、その業績が認められ推薦された者。

(2) 豊見城市の競技力向上に特に優秀な成績をおさめた者。

① 全国大会（全日本選手権、国体の一般の部等）で入賞した優秀な選手。

② 豊見城市代表選手として、沖縄県民体育大会へ男子10年以上、女子5年以上出場し、優秀な成績をおさめた者。

③ 該当者がいない年には表彰はしない。

④ 本規則による表彰は、同1人又は、団体については1回限りとする。

附則

1 この細則は、平成9年11月18日から施行し、平成9年4月1日から適用する。